

平和大通り樹木管理指針

令和6年7月

広島市都市整備局緑化推進部

1 目的

平和大通りが平和を願う市民や広島を訪れる世界中の人々が憩い、交流できる空間となることを目的とし、将来にわたり平和大通りの緑豊かな緑地を健全に維持するため、本指針を策定した。

2 位置付け

本指針は、広島市みどりの基本計画（2021-2030）を上位計画とし、平和大通りの樹木について、適切な維持管理を行い、美しく健全な姿が保たれるよう管理における基本的な考え方を示すものである。

管理にあたっての詳細については、「道路・公園緑化ガイドライン」に記載し、また、これらに基づくエリア毎の具体的な措置については緑地管理計画に示す。

3 対象

平和大通りの緑地空間*に植栽されている樹木を対象とし、樹木の管理者に向けて策定した。なお、樹木に影響のある行為を行う場合は、その実施者も本指針に沿って対応することとする。

* 緑地空間とは、緑地帯及び副道の歩道や交差点付近に植栽されている樹木が形成する緑のある空間全体のことを指す。

4 平和大通りの概要

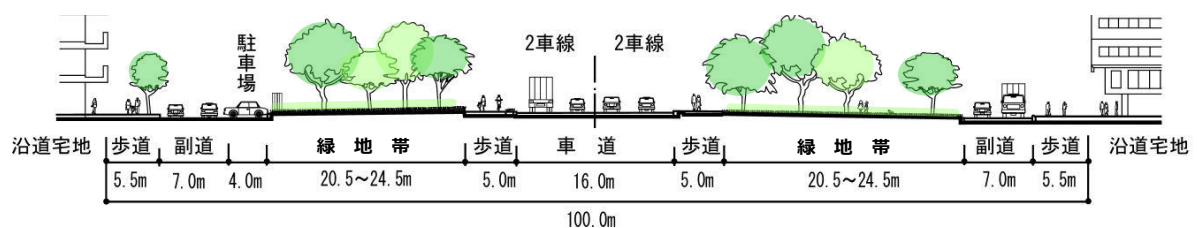
(1) 位置

平和大通りは、平和記念公園の南側に位置し、鶴見橋東詰から新己斐橋西詰までを区間とする延長約4km、標準幅員100mの都心を東西に貫く幹線道路であり、南北に流れる河川や河岸緑地と東の比治山、西の己斐の山々をつなぐ緑の軸となっている。



(2) 構造

平和大通りの標準的な構造は、中央に車道4車線及び歩道、歩道に隣接して緑地帯や花壇、更に一部には駐車場・駐輪場があり、その外側に副道及び街路樹がある歩道が整備されている。



現在の標準的な平和大通りの構造（平和大通りの利活用のための基本計画に加筆）

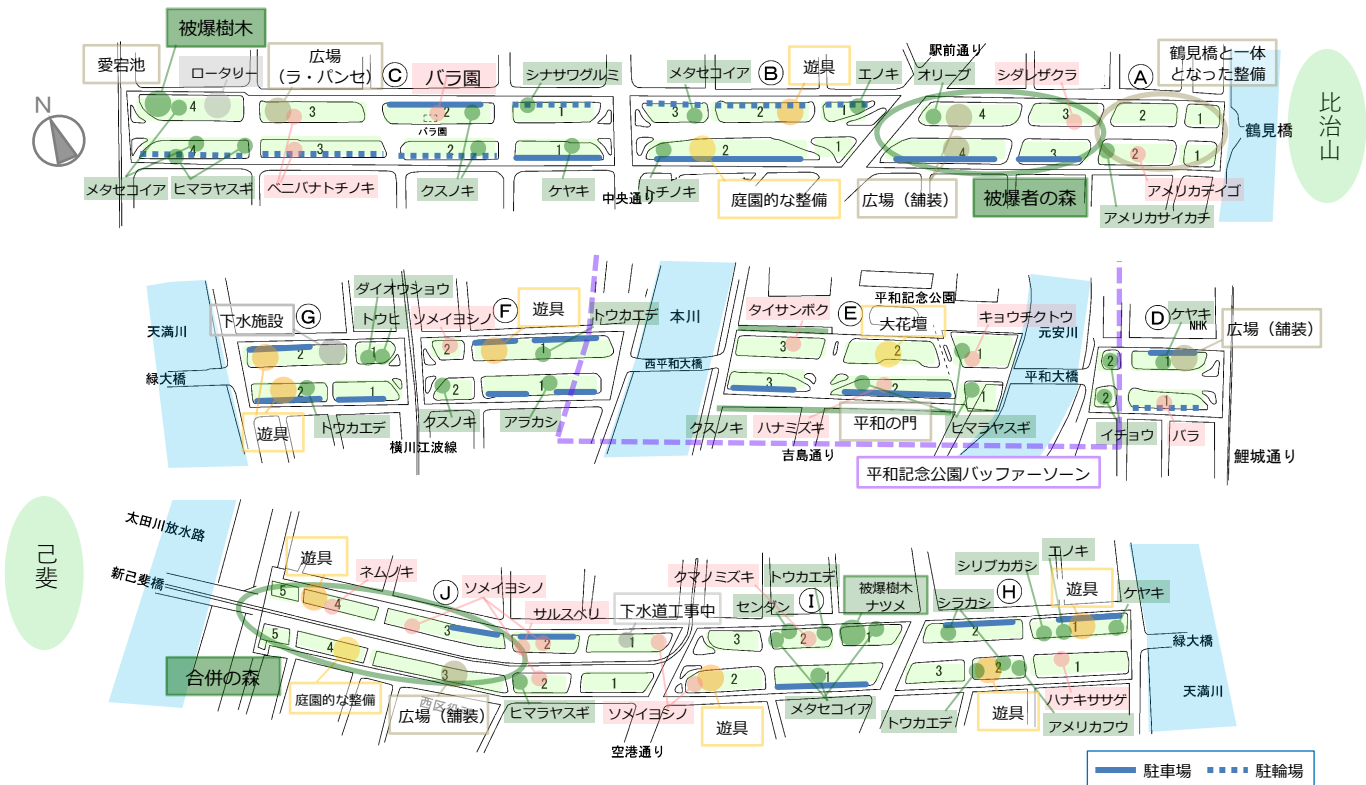
(3) 緑地空間の特徴

緑地帯は、幅員が約20~25mと広く、樹木が大きく育つ都市内の貴重な緑地として、緑陰の形成や環境保全、景観形成などの機能を果たしているほか、イベントや祭り、朝市など四季を通じて市民に親しまれている。植栽されている樹木は、供木運動により県内から寄せられた樹木をはじめ、寄付樹木や記念樹など、多くの人々の願いや思いが込められた多様な樹種で構成されている。

この緑地帯と、並木状に植栽された副道沿いの樹木が時間の経過とともに成長し、広島の復興と平和を象徴する緑豊かな空間を形成している。

ア 各エリアの現況

緑地空間をAからJのエリアに分け、主な樹木などの現況を下図に示す。



イ 各エリアの特徴

各エリアの主な特徴を下表に示す。

エリア	特 徴
A	鶴見橋と一体となったデザインで整備されるなど、石張り舗装が多い（南北1・2・4）。被爆者の森（南北3・4）、オリーブの森（北4）がある。
B	大きく育ったトチノキの周囲は日本庭園のように整備されている（南2西側）。広場空間東側のメタセコイア（北3）も印象的である。
C	シンボリックな大きなクスノキがある（南北2）。ラ・パンセを囲むブロックは空間を分断する駐車場がなく、沿道と一体となった空間となっている（北3）。愛宕池周辺に被爆樹木がある（北4）。ヒマラヤスギやメタセコイアなどの針葉樹が印象的景観をつくっている（南4）。
D	ケヤキを中心にした舗装広場が整備されている（北1）。平和大橋東詰めのイチョウが印象的な景観をつくっている（南北2）。
E	平和記念公園と一体となった空間。ヒマラヤスギが印象的（北1、南1・2）で、タイサンボクやヤマモモ、ハナミズキ、キョウチクトウなど花木が多く、大花壇（北2）もある。
F	トウカエデ（北1）、アラカシ（南1）などが主となり、樹林のようにになっている。ナラガシワ、ヒマラヤスギ、クスノキの大木が並び印象的である（南2）。
G	ダイオウショウ、トウヒなどの針葉樹が印象的（北1）。北2は、下水施設及び工事後に整備した広場で樹木は少ない。南側は、トウカエデを中心に樹林のようにになっている。
H	ケヤキ、エノキ、シリブカガシ（北1）や、アメリカフウ、トウカエデ（南2）など、大きく育った樹木が印象的である。
I	クスノキやシラカシなどの常緑樹と、メタセコイア、トウカエデ、センダンなどの落葉樹が大きく育ち美しい景観をつくっている。
J	合併の森（南北3・4・5）がある。アベマキ（南2）やサクラが印象的である。西区役所前は、花壇と広場が整備されている（南3）。庭園のような整備が一部にされている（南4）。

5 管理の基本的な考え方

平和大通りの緑地空間を将来にわたり健全に維持し、道路交通の安全性や利用の快適性を確保するために必要となる基本的な考え方を示す。

なお、せん定等の維持管理の詳細については、「道路・公園緑化ガイドライン」に示す。

(1) 管理の視点

ア 地上部について

- (ア) 空間に余裕がある利点を活かし、樹木を適正な植栽密度で管理し、せん定等の管理が可能な範囲において、自然樹形で育成するものとする。
- (イ) 広葉樹と針葉樹の樹形の違いによる景観の変化や、新緑・開花・結実・紅葉といった年間の樹木のライフサイクルによる季節の変化など、多様な樹種で構成されている特徴を活かした管理を行うものとする。
- (ウ) 樹木同士の競合や被圧*により、樹形の乱れや樹勢の低下が生じないように、適正な植栽密度にするため、せん定や移植、伐採などを行うものとする。

*樹木が成長することにより、他の樹木に与える負の影響（日照不足による生育不良など）

- (エ) 植栽密度以外の理由により既存の場所から樹木の撤去を行う場合は、平和大通りの緑地空間の特徴を踏まえ、まずは移植の検討を行い、やむを得ず伐採する場合は、同種の樹木やその環境に適応できる樹木の植栽を検討するものとする。

イ 地表部・地下部について

- (ア) 樹木の健全性を保つためには、根をしっかりと張ることができる土壌環境が必要であることから、土壌の通気性、透水性や保肥性を向上させる土壌改良を行うものとする。また、生育状況により、根の保護対策を検討するものとする。
- (イ) 根の損傷や土壌の締固めにより、根が生育不良となり樹勢の低下を招かないよう、樹木の根際には、施設や歩行動線を設けないなど、根の生育に十分配慮した施設の配置を行うものとする。
- (ウ) 歩道の安全な通行のため、根上りが生じないように植樹柵の大きさや縁石との離隔を十分なものとするなど、根の生育空間を確保するものとする。根上りが生じている場所では、縁石の移設等による対策を検討し、それが難しい場合は樹木の移植や更新等を行うものとする。
- (エ) 掘削などの根に影響がある行為を行う場合には、適切な処置を行うものとする。根の保全ができない場合は、倒木の危険性を回避するため、樹木の移植や更新等を行うものとする。

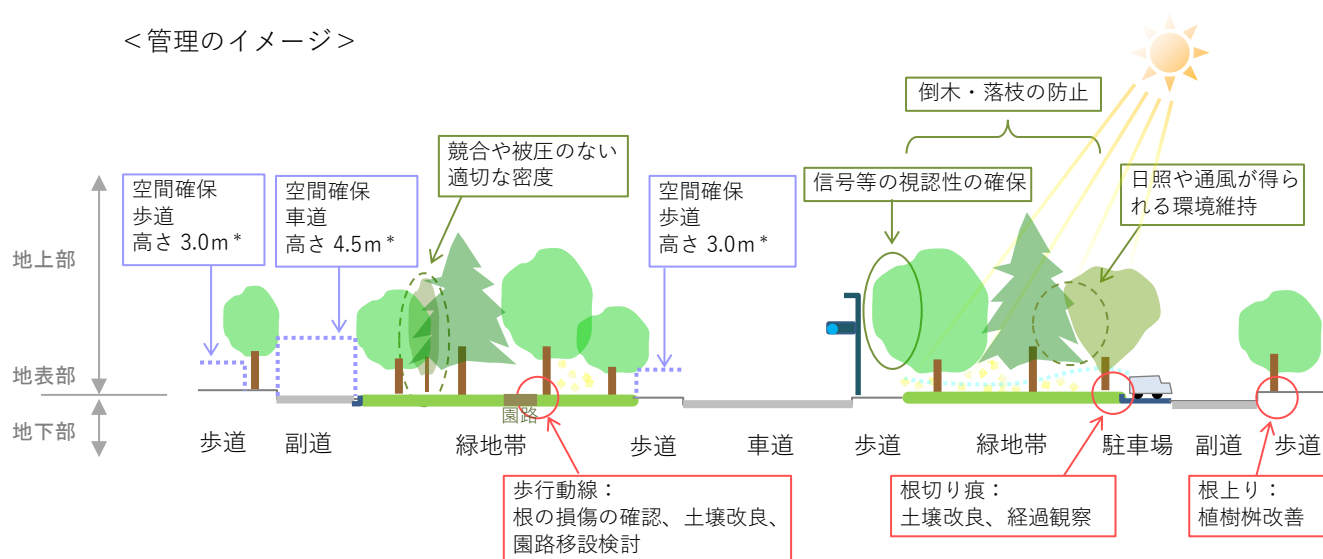
ウ 安全点検について

- (ア) 倒木や落枝などが原因となる事故を未然に防ぐため、幹や根元の腐朽、空洞、露出根の損傷等の異常も含めた安全点検を実施し、適切な措置を行うものとする。
- (イ) 駐車場や歩道、広場などの整備により、深植えや根系の切断痕が見られる樹木は、根元の腐朽が進みやすいことから、倒木の危険性を回避するため、樹木の健全度について経過観察を行うものとする。

エ 緑地管理計画の作成

樹木の管理者は、長期的な視点を持って計画的に管理を行う必要があるため、エリアごとに緑地管理計画を作成する。これに沿って継続的な管理を行い、状況の変化等があった時は、適宜計画の見直しを行う。

<管理のイメージ>



* 道路構造令に規定されている建築限界を踏まえ、本市は「公園緑地等維持管理標準仕様書」において、枝下を歩道側 3.0m以上、車道側 4.5m以上にせん定することとしている。

(2) 平和大通りの特徴に配慮した管理について

平和大通りの緑地空間の特徴を踏まえ、それぞれの樹木の素性や特性、周辺状況などを確認し、保存すべき樹木を選定した上で、生育環境を整えるための植栽密度の調整や根の保護などの管理を行う。

【保存を検討する樹木の素性や特性など】

- ① 被爆樹木
- ② 供木、寄付樹木、記念樹など人々の思いが込められた樹木
- ③ 景観木、大木など、長い間市民に親しまれた風景を形成している樹木
- ④ 通常の街路樹では使われない樹種（供木の可能性があることや多様性を保つために優先する。）
- ⑤ 紅葉や開花、結実など、景観に彩りや季節感を与える樹木

ア 植栽密度管理の考え方

樹木同士の競合や被圧により、樹形の乱れや樹勢の低下が生じないように、適正な植栽密度にするため、せん定や移植、伐採を行うものとする。

具体的な樹木の選定や移植等の措置については、緑地管理計画に示す。現地の状況等に変化があれば見直しを行い、長期的な視点を持って計画的に管理できるようにする。

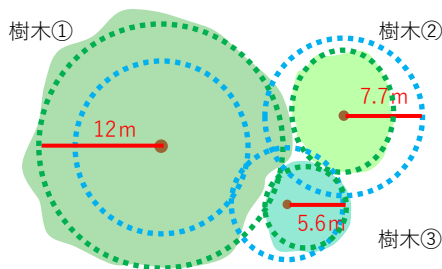
適正な植栽密度管理について、次ページに基本的な考え方及び手順を示すが、一つの目安であり、対象樹木の素性、健全度、陽樹・陰樹などの性質、本来の樹形、対象範囲の競合状況（優勝劣敗）、検討場所の方角、施設や人の動線の有無など、現地の状況により総合的に判断する。

植栽密度管理の手順

手順1 間隔の確認

適正な密度を保つために最低限必要とする間隔を仮に次のとおり設定
樹高×0.7* もしくは、実際の枝張り の 大きい方の数字

樹木① 樹高 12m、枝張 12m
 (計算式)
 $12 \times 0.7 = 8.4\text{m} < 12\text{m}$
必要な間隔 12m



樹木② 樹高 11m、枝張 5~6 m
 (計算式)
 $11 \times 0.7 = 7.7\text{m} > 5\text{m}$
適正な間隔 7.7m

樹木③ 樹高 8m、枝張 4m
 (計算式)
 $8 \times 0.7 = 5.6\text{m} > 4\text{m}$
適正な間隔 5.6m

手順2 健全度、優勝劣敗、優先度などを確認

- ・ 樹木①及び樹木②は健全度良い
- ・ 樹木③は樹体の傾きがあり、健全度やや不良
- ・ 樹木①は優先して育成する樹木

方針決定

樹木①及び②を残し、健全に育てるため、
 樹木③の移植または伐採を検討

* 樹種により、自然樹形における樹高に対する枝張り比は様々であるため、ここでは、街路樹の「望ましい樹高・枝張り比（街路樹剪定ハンドブック（一般社団法人日本造園建設業協会）参照）」を参考としている。「望ましい樹高・枝張り比」は、樹種により、0.3~0.7（ソメイヨシノは1.0）と示されており、対象樹木の植栽環境により数値を決定する。緑地は一般の街路樹に比べ、制約条件が少ないことから、ここでは、最大値の0.7を採用した。

イ 根の保護区域の設定（対象：緑地帯の樹木）

樹木の根は、幹や枝を支え、生育に必要な水分や養分を土壌から吸収する重要な役割を果たしており、樹木の健全性を維持するためには、根をしっかりと張ることができる土壌環境を整える必要がある。通常、根は地中にあり、目視できないことから、根に損傷を与えれば、やがて樹勢の低下や主幹の空洞化等を招き、最悪の場合には倒木に至る恐れがある。

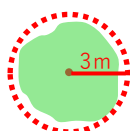
平和大通りの緑地帯は、造成や踏圧の影響により土壌が硬く、根が十分に伸長できていないことから、施設の整備や緑地帯の利用等に当たっては根の保護や生育に十分配慮する必要がある。

このため、根に配慮すべき区域を明確にし、適切な措置や対策を行うことにより、樹木への負荷を軽減し、樹勢を維持することで、利用者にも安全で使いやすく心地よい緑地空間となるよう、以下のとおり、緑地帯の樹木の幹から一定範囲を根の保護区域として設定する。

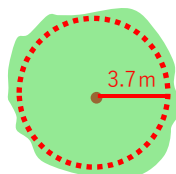
なお、歩道等の植樹柵は、現時点でこうした取組を行う環境にないことから、この保護区域は緑地帯の樹木を対象とし、今後、街路樹の考え方を整理、または、植樹柵の拡張等の整備が完了するまで対象外とする。

根の保護区域

- ① 根の保護区域は、幹の胸高直径（地表面から1.2mの高さで計測）に12をかけた数字を半径とする。
- ② 算出した数字が3mを下回る場合は、将来の成長を考慮して、半径3mとする。



[例1] 幹周 60 cmの樹木
 (計算式) 直径 = 19 cm
 $19 \times 12 = 228 < 300$
根の保護エリア 3m



[例2] 幹周 100 cmの樹木
 (計算式) 直径 = 31 cm
 $31 \times 12 = 372 > 300$
根の保護エリア 3.7m

根の保護区域については、以下の事例を参考に総合的に検討し決定した。

根の保護区域を示している事例

- ・ 樹木の生育と安定性にとって重要性が高い根系の範囲（半径）は、胸高直径の1.8倍
(「街路樹の倒伏対策の手引き第二版（国土技術政策総合研究所）」参照)
- ・ 開発や隣接する工事などから樹木を守るための樹木保護ゾーン（米国国家規格協会が設定している Tree Protection Zone）は、樹幹の投影エリアまたは幹直径の6～1.8倍を半径とするエリア
(「街路樹は問いける（岩波書店）」参照)
- ・ 樹木の生命維持に欠かせない根の保護範囲（ニューヨーク市が設置している Critical Root Zone）（半径）は、幹から10ft（約3m）または、胸高直径の1.2倍の値のうち大きい値（「街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）」参照）

根の保護区域の範囲内において、掘削や施設の設置など根に影響を与える行為*を行う者は、計画段階で樹木の管理者と協議し、樹木への影響が最小限になる検討を行った上で実施することとし、必要に応じて樹木医による診断や立会を行う。詳細については、「道路・公園緑化ガイドライン」に示す。

- * 根に影響を与える行為は、掘削、工事のための資材等の仮置き等、根の切断や土壌の締固めなどが生じるものを想定している。

6 移植等にあたっての留意点

移植や植栽を行う場合には、植栽樹木が生育目標高に成長したときに、枝葉の広がる空間が確保できる場所を選択するとともに、その樹木の根が十分に伸長できる広がり確保する必要がある。

樹木の成長により、新たな被圧や根の生育に支障が生じないよう次の考え方で行う。

(1) 地上部

植栽する時点の樹木の大きさではなく、将来樹形による樹高、枝張りを想定した空間を確保する。将来樹形による樹高、枝張りは、樹木図鑑や図書などに示されているものを参考にする。

図書事例：

「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説（財団法人日本緑化センター発行）」の「資－3 公共用緑化樹木等樹種別自然樹形イメージ」

(2) 地表部・地下部

樹木が健全に生育できるよう、将来樹高に見合う植栽基盤の広がり厚さを確認した上で植栽地を検討する。植栽基盤の広がり厚さは下表を参考とし、緑地帯においては、できる限りこれを確保することが望ましい。

生育目標規格別の植栽基盤の整備目標（1本当たり）

区 分	樹 木				
	高 木			低 木	
生育目標樹高（m）	12m以上	12m未満 ～7m以上	7m 未満 ～3m以上	3m未満 ～1m以上	1m未満
有効土層厚（cm）	100	80	60	50	
1本当たり基準面積（㎡）	113 (12)	78.5 (10)	19.6 (5)	1.76 ※4.9 (1.5) (2.5)	0.28 (0.6)

一般的な場合は、※を適用する。また、（ ）内は植栽基盤整備範囲内の直径(m)を示す。

（出典：植栽基盤ハンドブック（一社）日本造園建設業協会 表Ⅱ-1-1を一部抜粋）

参考 1 平和大通りの樹木

ア 高木本数 1,756本 (令和5年10月末時点)

〔 内訳：中区1,030本 西区726本 〕

イ 本数の多い樹種 (令和5年10月末時点)

<緑地>

①クスノキ 331本 ②ケヤキ 221本 ③トウカエデ 210本 ④アラカシ 95本 ⑤シラカシ 84本
⑥サクラ 60本 ⑦イチョウ 52本 ⑧クロガネモチ 42本 ⑨エノキ 40本 ⑩ヒマラヤスギ 30本

<街路樹>

中区 ユリノキ (137本)、クスノキ (26本) 西区 アメリカフウ (92本)

ウ 特徴ある樹木

多くの人の思いが込められた供木や記念樹などにより、様々な樹種で構成されている。

被爆樹木	被爆の惨禍を生き抜いた樹木や焼け焦げた樹木の株から再び芽吹いた樹木で、現在でも、爆心地から概ね半径2km以内に160本(令和5年4月1日現在)残っている。 平和大通りには、中区にクロガネモチ、センダン、カキ、ムクノキ、エノキ10本(北C4)、西区にナツメ1本(北I1)がある。
供木	昭和32年から翌33年にかけて展開された供木運動により寄せられた樹木。平成27年度の調査によると、現存する樹木のうち、供木である可能性があると考えられる樹木は375本(南北A～I)であった。 しかし、供木の樹種については、当時の資料「緑化推進運動一件」では、例えば「カシ等」と代表種のみ示されており、実際に植付けられたもの全ての樹種が記載されているわけではないため、実際は供木として植えられていても文献に記載されていない樹種の方が多いとも考えられる。
記念樹・寄付樹木	昭和28年のアルゼンチン大統領夫人エバ・ペロンからのアメリカデイゴなど、供木以外にも、国内外から贈られた樹木がある。
合併の森	広島市は、昭和46年以来の周辺市町村との合併を記念して、各市町村の特徴ある樹木を植栽している。樹木はすべて市民の寄付によりまかなわれ、昭和48、49年に8町より116本、昭和52年度に5町村から75本の寄付を受け、植え付けた。(北J3～5、南J3～5)
被爆者の森	平成2年、日本原水爆被害者団体協議会が47都道府県を代表する樹木を植え、広島市に寄贈した。(北A3～4、南A3～4)

参考 2 平和大通りの成り立ち

昭和 20 (1945) 年	被爆後の 8 月末頃から復興計画の検討が始められる。
昭和 21 (1946) 年	「広島復興都市計画」が決定し、平和大通りは東の比治山と西の己斐とを結ぶ、防災道路を兼ねた美観的な緑地のある幅員 100m の道路として計画された。
昭和 24 (1949) 年	「広島平和記念都市建設法」が 8 月 6 日に公布、施行され、広島市を「恒久の平和を実現しようとする理想の象徴」たる「平和記念都市」として、国をあげて建設することが位置付けられた。
昭和 26 (1951) 年	市民から名称を募集し、平和記念公園の両側にかかる「平和大橋」「西平和大橋」と共に「平和大通り」と命名された。
昭和 27 (1952) 年	「広島平和記念都市建設法」に基づき、「広島平和記念都市建設計画」が「広島復興都市計画」に置き換わる計画として決定し、平和記念公園や中央公園、河岸緑地とともに、平和大通りを軸とした道路が計画された。
昭和 28 (1953) 年	平和大通りに 468 本植栽されたが、その後はなかなか植栽が進まなかった。
昭和 32 (1957) 年	広島市は大規模な「供木運動」を展開。財政難であった広島市は県内全域に『広島のを永遠の緑でおおわれた平和郷に』と呼びかけを行い、昭和 33 (1958) 年までの 2 年間に多くの樹木が寄付され、平和大通りをはじめ、平和記念公園や中央公園等、市内緑地に供木が植えられた。 供木運動は、広島市の都市緑化の原点とも言える事業であり、平和大通りが平和記念都市建設の理念を象徴する存在へとなるための歴史的なイベントでもあった。

広島市は、昭和 32 年 2 月、「ヒロシマを緑の街に」と建設局内に緑化推進本部を設け、百メートル道路を緑化することにし、県内の他市町村、篤志家等に 12 万本の樹木の提供を呼びかけた（「戦災復興事業誌」より抜粋）。

以下の文章はこの緑化推進本部で作成されたものである。

「緑化計画推進と供木運動について」 緑化推進本部資料（昭和 32 年 6 月）

趣旨

灰と瓦礫の街から立ち上がって一途に復興再建を急いできた広島市は、今や一応都市としての外ぼうを整えることができたが、今日の広島市に何か一抹のもの足りなさを感じさせるもののあることは否めない事実で、その困ってきたるものが街に生气と潤ひをあたえる緑の欠乏にあることは疑う余地のないところである。

平和記念都市を世界に標ぼうし、又産業都市を指向する広島市が、真にその名にふさわしい都市を現出するためには、市民やこの地を訪れた人々の眼を娱ませ、心身の疲れをいやし、明日への希望と活動力を培う源泉として、先ず公園に、街に、河岸に、緑の樹を植えて、都市としての自然環境を整備する必要がある。

こうした見地から広島市の緑化総合計画は、すでに企画され、年々実施されてきたのであるが、最近における都心部の目覚しい再建の姿に比して、この緑化計画の実施がやゝもすれば立遅の感があるので、この際急速且つ強力にこれを推進しようとするものである。

供木運動はこの緑化推進の一環として、まず、平和大通（100 米道路）を始め公園河岸緑地帯の緑化を推進せんとするものであって、広島市内は勿論ひろく県下近郊の緑を愛し、広島を愛する篤志家から樹木の寄贈をうけ、これを植栽肥培してその芳志の枝や葉を永くこの街に繁らせようとするものである。

各位の御協力をお願いする次第である。